

## 2025年日本国際博覧会

### EXPOサロン内装工事及び運営管理業務に係る企画提案公募要領

2025年日本国際博覧会(以下「大阪・関西万博」という。)の開催に向け、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会(以下「協会」という。)は、「2025年日本国際博覧会EXPOサロン内装工事及び運営管理業務」を実施する事業者を公募します。

なお、本業務には、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、高度なサービスで効率的な運営を行うため、内装工事から運営までの一連の業務を実施する事業者を選定します。

#### 1 業務名等

「2025年日本国際博覧会EXPOサロン内装工事及び運営管理業務」

##### (1)本業務の趣旨・目的

本業務は、大阪・関西万博の開催に向け、世界各国・日本国内から参加の方々にワークスペースを提供し、デスクワーク、ミーティング、ビジネスマッチング、イベント等での利用を通して、魅力あふれる万博にするため、協会とともにEXPOサロンの内装工事並びに施設の管理・運営を行っていただきます。施設の内装に係る仕様等の計画、工事の実施、運営にあたっての各種ルールの作成(利用規定等)、施設利用の補助及びイベント等の実施に関する利用者からの問い合わせ等について、協会と協力して対応を行い大阪・関西万博に相応しい施設運営管理を行うことを目的とします。

##### (2)業務概要

- ア. EXPOサロンの空間計画策定及び内装設備工事等業務  
(会場空間の設計・施工・撤去の実施及び維持管理に関する計画業務)
  - イ. EXPOサロンの運営実施計画策定及び運営管理業務  
(会場運営の運営管理計画、会期前準備業務及び会期中運営業務、会期後施設クローズ業務)
- ※詳細は別紙「仕様書」のとおり

##### (3)契約期間

契約締結日～2025年12月13日(土)まで

##### (4)委託上限額

324,000千円(税込み、上記1(2)業務概要の内容をすべて含む)

- 内訳 ア EXPOサロンの空間計画策定及び内装設備工事等業務  
219,000千円
- イ EXPOサロンの運営実施計画策定及び運営管理業務  
105,000千円

## 2 公募スケジュール

2024年 5月14日(火)	公募・仕様書等提供申込受付・質問受付開始
2024年 5月28日(火)	質問締め切り
2024年 6月18日(火)	提案書類提出締め切り
2024年 7月上旬(予定)	選定委員会
2024年 7月中旬(予定)	審査結果通知・最優秀事業者公表
2024年 8月上旬(予定)	契約締結

## 3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす事業者又は複数の事業者による連合体(以下「連合体」という。)とします。なお、連合体で参加する場合にあっては、構成員全員が次に掲げる要件のすべてを満たすこととします。(ただし、下記の(5)は連合体の構成員のいずれかが満たしていればよい。)

(1)次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア. 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

イ. 破産手続開始の決定を受けて復権していない者

ウ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(2)主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3)消費税及び地方消費税を完納していること。

(4)経済産業省又は大阪府もしくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

(5)次のアからウまでのいずれかの業務を履行した実績があること。

ア. BIE(博覧会国際事務局)の承認のもと、国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会の催事施設の運営に係る運営管理計画の策定又は運営管理業務の経験を有すること。

イ. 地方博覧会の催事施設の運営に係る運営管理計画の策定又は運営管理業務の経験を有すること。

ウ. 博覧会に限らず国際的イベントや長期間にわたる複数施設を利用するイベント等で、上記ア・イと同規模かつ類似業務の履行実績があること。

(6)連合体に係る事項

ア. 業務形態

各構成員の分担業務は協定書において明確にすること。

イ. 代表者要件

代表者は指名を受けた構成員とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること。

## 4 応募に係る事項

### (1)公募要領、公募仕様書及び応募様式等の配布

#### ア. 配布期間

2024年5月14日(火)から2024年6月18日(火)まで

#### イ. 配布場所、配布方法

協会ホームページからダウンロードしてください。(郵送による配布は行いません。)

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

#### ウ. 配布物

- ・2025年日本国際博覧会EXPOサロン内装工事及び運営管理業務に係る企画提案公募要領(本紙)
- ・公募要領 別冊
- ・2025年日本国際博覧会EXPOサロン内装工事及び運営管理業務に係る企画提案公募仕様書
- ・企画提案及び運営体制提案書(様式1)
- ・業務実績書(様式2)
- ・応募金額提案書(様式3)
- ・参加資格保持誓約書(様式4)
- ・連合体構成員届出書(様式5)
- ・持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)(様式6)
- ・使用印鑑届(様式7)
- ・持続可能性の確保に向けた誓約書(様式8)
- ・暴力団排除条例に基づく誓約書(様式9)
- ・質問票(様式10)

### (2)質問の受付及び回答

#### ア. 受付期間

2024年5月14日(火)から2024年5月28日(火)17時まで

#### イ. 提出方法

電子メール([eigyousanka@expo2025.or.jp](mailto:eigyousanka@expo2025.or.jp))で受け付けます。

※「件名」に「【質問】2025 年日本国際博覧会 EXPOサロン運営管理業務」と明記し、質問内容を「質問票」(様式10)に記載してファイル添付してください。

※協会への質問送信後、電話でのメール到達確認は不要とします。

※質問内容に応募者名を特定できる内容を記載してはなりません。

※質問内容に応募者名を特定できる内容の記載がある場合、当該質問に対する回答は行いません。

※ア.受付期間以外に提出された質問に対する回答は行いません。

※口頭、持参、電話、FAX による問い合わせには応じません。

#### ウ. 質問の回答

質問への回答は、協会ホームページ【「2025年日本国際博覧会EXPOサロン内装工事及び運営管理業務」の企画提案公募について】に掲載します。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

### (3)応募書類の受付

#### ア. 受付期間

2024年6月18日(火)17時まで

#### イ. 提出方法

下記の宛先へ郵送により提出すること。(持参による提出は不可)

※2024年6月18日(火)までの消印があるものを有効とする。

宛先:公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 会場運営局 運営管理部 運営管理課  
(担当:稲田)

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎 43階(受付)

また、提出の際は、郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メールで応募書類すべてのデー

タを送信すること。(送信先:[eigyousanka@expo2025.or.jp](mailto:eigyousanka@expo2025.or.jp))

※メール送信量が 10MB を超える場合は添付ファイルを分割して送信することとします。

なお、電子メール送信後、必ず下記あてに電話を掛け着信の確認を行うこととします。

(電話番号:06-6625-8709)

※土曜日及び日曜日を除く 10 時から 17 時まで(12 時から 13 時を除く)

#### ウ. 費用の負担

応募に要する経費は、すべて事業者の負担とします。

- (4)下記の書類についてそれぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本からは事業者名、社章等事業者を特定できる内容の記入を削除することとします。

#### 【応募時に必要な書類】

##### ア. 企画及び運営体制提案書

- ・企画提案及び運営体制提案書(様式1:原本1部、副本3部、副本の電子媒体)
- ・業務実績書(様式2:原本1部、副本3部、副本の電子媒体)
  - ※3公募参加資格(5)の履行実績ア、イ、ウを詳細に記載すること
- ・応募金額提案書・内訳書(様式3:原本1部、副本3部、副本の電子媒体)

##### イ. 参加申込書

- ・参加資格保持誓約書(様式4:原本1部)

##### ウ. その他書類

- ・持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)(様式6:原本1部)

##### エ. 連合体で応募の場合

- ・連合体構成員届出書(様式5:原本1部)

#### (5)応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しません。

なお、協会は、応募書類を本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

#### (6)応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

#### (7)その他

ア. 応募は1応募者1提案とします。(連合体構成員として参加する場合も1応募とします。)

イ. 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出すること。  
応募書類は電子媒体(CD-R、DVD-R等)に格納したPDFファイル((4)のア. 企画および価格提案の副本のみ)でも提出することとします。

ウ. 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入することとします。なお、副本からは提案団体名を削除することとします。

<記入例>「2025年日本国際博覧会EXPOサロン内装工事及び運営管理業務」企画及び  
価格提案書 株式会社〇〇(法人・団体名)」

エ. 書類提出後の差し替えは認めません。(協会が補正等を求める場合を除く)

オ. 応募書類に虚偽の記載をした事業者は本公募への参加資格を失うものとします。

## 6 審査の方法

### (1) 審査方法

- ア. 選定委員会が評価基準配点表に基づき、委員全員の採点を合計して最優秀提案事業者を選定します。
- イ. 審査は、書類審査により行います。(プレゼンテーション審査は行いません。)
- ウ. 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。
- エ. 協会は最優秀提案事業者を特別の理由がないかぎり、契約候補者に決定します。

### (2) 審査基準

審査票に記載の審査項目・評価対象・配点をもとに審査します。

	項目	審査内容	配点
1	企画点(内装設備)	・内装設備の内容は空間の目的に適合しているか ・内装設備工事等の実施体制は適切か ・内装設備工事等の金額設定は妥当か	20
2	企画点(運営)	・施設運営管理の実施方針や実施体制等は適切に提案されているか ・ワークスペースや貸会場の運営体制は適切か ・ケータリング会社の選定、提供メニュー計画・価格設定が適切にできているか	30
3	実績点	・ワークスペースの運営実績があるか ・貸会場の運営実績があるか	20
4	価格点	満点×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	30
		合 計	100

### (3) 審査結果

- ア. 契約候補者が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全提案事業者に通知します。
- イ. 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【「2025年日本国際博覧会EXPOサロン内装工事及び運営管理業務」企画提案公募について】において公表します。( <https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/> )
  - (ア)最優秀提案事業者(名称・評価点・提案金額)
  - (イ)全提案事業者の名称 ※50音順
  - (ウ)全提案事業者の評価点 ※得点順(提案事業者が2者であった場合、次点者の得点は公表しません。)
  - (エ)最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント
  - (オ)選定委員会委員の氏名及び選任理由

### (4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外します。

- ア. 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ. 他の提案事業者と応募した提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ. 選定終了までの間に他の提案事業者に対して応募書類の内容を意図的に開示すること。
- エ. 応募書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ. その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### (5) 契約交渉時の資格審査必要書類の提出

契約候補者は、選定委員会による審査後、以下資格審査に必要な書類について、それぞれ指定する必要部数を提出してください。

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類(契約候補者のみ提出)】

- ア. 定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明すること。)
  - イ. 法人登記簿謄本(1部)(発行日から3カ月以内のもの)
  - ウ. 納税証明書(各1部)(未納がないことの証明:発行日から3カ月以内のもの)
    - (ア)本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税(全税目)の納税証明書
    - (イ)税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
  - エ. 財務諸表の写し(1部:最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分)
    - (ア)貸借対照表
    - (イ)損益計算書
    - (ウ)株主資本等変動計算書
  - オ. 使用印鑑届(様式7:原本1部)
  - カ. 印鑑証明書(原本1部)
  - キ. 持続可能性の確保に向けた誓約書(様式8:原本1部)
  - ク. 暴力団排除条例に基づく誓約書(様式9:原本1部)
- ※なお、契約候補者が資格審査に必要な書類を提出する場合、協会の連絡を受けてから2営業日後の17時まで提出をすることとします。

## 7 契約手続きについて

本業務に関する契約の構成は、以下の通りとする

- ア. EXPOサロンの空間計画及び内装設備工事等業務
    - ※履行予定期間及び契約締結予定時期:契約締結日から2025年12月13日まで(2024年8月上旬締結予定)
    - ※支払条件:一括支払又は部分払
    - ※工事請負契約(協会雛形)による
  - イ. EXPOサロンの運営実施計画及び運営管理業務
    - ※履行予定期間及び契約締結予定時期:契約締結日から2025年12月13日まで(2024年8月上旬締結予定)
    - ※支払方法等:一括支払又は部分払(月1回以内)
    - ※業務委託請負契約(経常型)(協会雛形)による
- (1)契約交渉の相手方に選定された者と博覧会協会との間で協議を行い、契約を締結する。なお、博覧会協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CESTRUST-Lightサービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、博覧会協会から案内する。(詳細はこちら  
( <https://www.expo2025.or.jp/bidding/promotion/> ) )
  - (2)採択された提案については、採択後に博覧会協会と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
  - (3)契約金額の支払いについては、受託事業者から提出された業務完了報告について、博覧会協会が検査を実施し、その検査に合格することを条件とする。支払い頻度等については契約の際に協議する。
  - (4)契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、博覧会協会は契約を締結しない。
  - (5)契約に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書(様式9-2)を提出すること。
  - (6)契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
  - (7) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、博覧会協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
  - (8) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付

しなければならない。(現金に代えて納付される証券を含む。)

(9) (8)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

- ア. 契約の相手方が保険会社との間に博覧会協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- イ. 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と履行保証契約を締結したとき。
- ウ. 契約の相手方が、過去2年の間に博覧会協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- エ. 契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- オ. 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- カ. 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
- キ. 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟、点検等を委託する場合で、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ク. 物品等を購入又は賃貸借する場合で、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

## 8 持続可能性の確保

- (1)契約候補者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとします。
- (2)契約候補者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければなりません。  
( [https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp\\_2022/assets/pdf/sustainability/202307\\_sus\\_code.pdf](https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf) )
- (3)契約候補者は、協会がサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとします。
- (4)契約候補者は、協会が調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとします。ただし、契約候補者が協力に支障のあることについて正当な理由を有するときはこの限りではありません。
- (5)協会が契約候補者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約候補者は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければなりません。

## 9 その他

- ・提案の応募にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守することとします。
- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)及び刑法(明治四十年法律第四十五号)等を遵守することとします。
- ・本公募に係る応募提案手続きについて協会と参加者との間で用いる言語は、日本語とします。
- ・情報システムを構築、運用する場合は情報セキュリティの確保に留意することとします。